

事前確認公募公告

令和 6 年 12月12日

下記のとおり事前確認公募に付します。

独立行政法人国際交流基金
日本語国際センター
契約担当職 副所長 飯澤 展明

記

1. 公募に付する事項

- (1) 業務名:「JF 日本語教育スタンダードサイト」「みんなの Can-do サイト」および「みんなの教材サイト」の Operating System 移行業務
- (2) 業務内容:別紙仕様書のとおり。但し、仕様書は請求があった場合、これを請求者にのみ送付する。
- (3) 契約期間:契約締結日～令和 7(2025)年 3 月 31 日

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、現在予定している者との契約手続きに移行する。

なお、参加意思確認書等を提出し、応募要件を満たす者がいた際は、契約予定者と当該応募者との間の競争手続きに移行する。

2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

以下の(1)～(9)を全て満たしていること。

- (1) 独立行政法人国際交流基金(以下、「JF」という。)会計細則第 16 条又は第 18 条の規定に該当しない者であること。

<会計細則 抜粋>

第 16 条 契約担当職は、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を会計規程第 23 条に定める一般競争及び会計規程第 24 条に定める指名競争(以下「競争」という。)に参加させることができない。

第 18 条 契約担当職は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後 2 年間競争に参加させることができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

- (2) 令和4・5・6年度の競争資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の内の営業品目「情報処理」及び「ソフトウェア開発」において、C 又は D 等級を有する者、または当該資格取得に向けて申請中であることを証明できる者。

全省庁統一資格および申請手続き等については下記ウェブサイトを参照のこと。JF では競争参加資格審査ならびに登録手続きを行っていないので注意すること。なお、公募に参加する時点では、全省庁統一資格審査を申請中の者であっても、審査が終了次第、資格審査結果通知書の写しを JF に提出すること。

※統一資格審査申請・調達情報検索サイト

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/geps-chotatujo/resources/app/html/shikaku.html>

- (3) JF または外務省から指名停止にされている期間中の者でないこと。
- (4) JF との契約に関して過去 1 年において債務不履行、納期遅延等を起こしたことがなく、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (5) ISO27001 (ISMS 認証) を取得済みであること。
- (6) 定期的に JF 日本語国際センターとの打ち合わせに参加可能である者であること。
- (7) 本業務に関する機密情報の守秘を誓約する者であること。
- (8) 本業務を的確にするに足る組織・人員等を有していること。
- (9) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等についても十分な管理及び精算を適切に行う経理体制を有していること。
- (10) その他別紙仕様書に定める全ての要件を満たす者であること。

3. 公募手続等の問い合わせ先

〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和 5-6-36

独立行政法人国際交流基金 日本語国際センター 教材開発チーム

担当： 上野、安倍

4. 提出を求める書類：参加意思確認書ほか

別紙仕様書に記載の OS 移行業務の提供が可能であり、かつ上記2. に記載の要件を満たし、業務への参加を希望する者は、参加意思確認書等(下記(3)提出書類一式)を提出すること。

- (1) 提出期限：令和6年12月23日(月)午後12時(正午)まで

郵送(宅配便等含む。)の場合は、追跡可能な手段により提出期限までに到着するよう送付し、Web 追跡システム等で到着を確認すること。

持参の場合は、土・日曜日及び祝日を除く、9時30分から12時及び13時30分から17時の間に受け付ける。

- (2) 提出場所：上記3. に同じ。

- (3) 提出書類：

- ① 参加意思確認書(様式1)
- ② 適合証明書(様式2)
- ③ 別紙仕様書に記載されている 3.委託業務内容の履行方法に関する提案および履行スケジュール、また別紙仕様書 6.に記載の要件を満たしていることを証する書面(様式自由)
- ④ ISO27001 (ISMS 認証) 認証の証書の写し

⑤ 令和4・5・6年度競争参加資格(全省庁統一資格)における資格審査結果通知書の写し、もしくは当該資格取得に向けて申請中である旨を証明する書類の写し

5. その他

- (1) 書類等の作成及び手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 上記4.(1)の提出期限までに適正な全ての書類の提出がなかった団体・個人は、本案件に選定される資格を失うものとする。
- (3) 参加意思確認書等提出に伴う一切の費用は提出者が負担する。また、提出のあった参加意思確認書等は賛否に関わらず返却しない。
- (4) 契約保証金:免除
- (5) 契約書作成の要否:要

<添付書類>

別紙:仕様書 (※閲覧を希望する者は上記 3.に記載の問い合わせ先に請求すること。)

様式1:参加意思確認書

様式2:適合証明書

以上

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取り組みを進めるとされています。

これに基づき、以下のとおり当基金との関係に係る情報を当基金のホームページで公表することとしますので、所要の情報の提供及び情報の公表に同意の上で、応札もしくは応募又は契約の締結を行っていただくよう、ご理解とご協力をお願い致します。

なお、公告案件への応札もしくは応募又は契約の締結をもって所要の情報の提供及び情報の公表に同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

1. 公表の対象となる契約先

次の何れにも該当する契約先

- (1)当基金において役員を経験した者が再就職している法人、又は当基金において課長相当職以上の職位を経験した者が役員等として再就職している法人
- (2)当基金との年間取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めている法人。

2. 公表する情報

- (1)法人の名称
- (2)法人の事業概要
- (3)当該在職者の法人における役職
- (4)当該在職者の当基金における最終役職
- (5)直近の会計年度における取引高
- (6)法人の総売上高又は事業収入において当基金との取引高の占める割合が「3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満、3 分の 2 以上」の何れに該当するか

3. 提供していただく情報

- (1)契約締結日に在職している当基金在職経験者に係る情報(人数、現在の職名及び当基金における最終職名)
- (2)契約締結日の直近の財務諸表(総売上高又は事業収入の記載があるもの)

4. 公表日

契約締結日の翌日から起算して 72 日以内(4 月 1 日から 4 月 30 日までの間に締結した契約については 93 日以内)

以 上